

第十回 参議院通商産業委員会會議録第二十五号

昭和二十六年五月十一日(金曜日)午後一時三十七分開会

本日の会議に付した事件

○高圧ガス取締法案(内閣提出)

○通商及び産業一般に関する調査の件(石炭需給対策に関する件)

○理事(廣瀬與兵衛君) 只今より通産委員会を開きます。

本日は公報でお知らせいたしましたように、高圧ガス取締法案並びに石炭需給対策に関する件を議題といたします。

先ず初めに高圧ガス取締法案の審議に入ります。昨日の委員会では総括的問題点は二處審議されましたように存ぜられますので、本日は逐條審議に移りたいと存じます。御異議ございませぬか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○理事(廣瀬與兵衛君) 御異議ございませぬようですから、これから逐條審議に入ります。一條々読み上げます。

その第一條は、時間がかかりますので、質疑は章別に進めることにして、質疑の前に立案当局者より当該章に盛られた理由、内容を簡単に御説明して頂くことにいたします。

○政府委員(長村真一君) それでは高圧ガス取締法案につきまして章ごとにその大體を御説明申し上げます。

先ず第一章の總則でございます。この第一章の總則は本法高圧ガス取締法の大綱を示します目的、取締対象であります高圧ガスの定義及びこの法律

が国に適用されるというところを書いてあるわけでありまして、第一條に明らかでございます。この法律は高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動その他の取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱を規制することによりまして、高圧ガスによる災害を防止いたしまして、公共の安全を確保する、これを法律の目的としておるわけでございます。

この目的のために本法が適用される高圧ガスの定義でございますが、これは第二條に詳細にございまして、一定の圧力以上のものを高圧ガスといたしまして本法の取締対象としたしておるわけでございますが、いわゆる高圧ガス中、只今申し上げました高圧ガス中危険性の少ないもの等につきましては本法の取締を除外いたしまして、一部又は一部を除くことを第三條に規定しておるわけでございます。

なおこの法律は性質上、国に適用し得る規定につきましては、当然国にも適用のあるものであります。念のためその趣旨を第四條に明らかにしておるというようにいたしておるわけでございます。

○理事(廣瀬與兵衛君) 第一章總則につきまして御質疑ございませぬか。御質疑ございませぬければ、第二章事業に移ります。

○政府委員(長村真一君) 第二章以下は、この法律によりまして、取締の実体的規定が入るわけでございます。

先ず第二章は事業といたしまして、この高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動、消費その他の取扱を規制いたしておるわけでございます。

この製造につきましては、製造の量の多い少ない、多寡によりまして危険性の度合に應じまして、製造の量の多いものについては許可制を布きまして、危険の防止に努める。量の少ないものにつきましては許可制の必要はございませぬので、届出にとどめまして、常にどこに高圧ガスが生産、製造されておるかというところを知り得る状態にして、これに注意しておるということにいたしておるわけでございます。

販売につきましては従来通り許可制にいたしておるわけでございます。いずれもこれらの許可を行いますにつきましては、許可の欠格事由を法律上明定いたしまして、又許可の基準も法律に明記いたしておるわけでございます。

貯蔵につきましては貯蔵所、高圧ガスを貯蔵いたします所、つまり貯蔵所というもののつきまして一定の規定を設けまして、それに従つて貯蔵所を設け、一定の数量以上の高圧ガスを貯蔵するときは、必ずその貯蔵所において貯蔵しなければならぬということにいたしまして、貯蔵中に起るものあるごとき危害の予防に努めるといふことにいたしておるわけでございます。

その他高圧ガスを移動する場合、消費する場合、これらにつきましても、ほぼ現行法に規定しておりますのと同様の趣旨の取締規定を設けておるわけでございます。

○理事(廣瀬與兵衛君) 第二章御質疑ございませぬか。御質疑ございませぬければ、第三章保安に移ります。

○政府委員(長村真一君) 第三章の保安の規定につきましては、現行法と、やや異つた規定を設けております。この保安の問題は、主として高圧ガスの製造につきまして、いわゆる保安上必要な各種の規定をきめておるのでございませぬが、そのうち作業主任者というものを置きましてその作業主任者が作業の監督をするということと、或いは施設を保安検査する、又は保安に関する法規に違反した場合に許可を取消す、或いは危害が起るような緊急の場合の措置をどうするか、こういうことはほぼ現行法にありまます。この規定でございますが、特に新法におきましては、危害予防規程というものをきめることにいたしたのでございませぬ。この危害予防規程は高圧ガスの製造につきましていわゆる保安上守らなければならぬ大綱その他につきましてはもとより法律で定め、或いはそれを受けました政令、省令で定めるわけでございますが、政令、省令を基といたしまして、各作業場におきまして、その現場々々に直ちに適用し得る一種の規程をきめまして、これを都道府県知事が認可をするによりまして、企業者みづからが自主的に詳細な予防規程を設けて、現実の作業に日々これを実行する、こうすることによりまして、危害

の発生を未然に防ぐことにいたしたい、こういう関係から、危害予防規程というものを設けたわけでございます。この考え方は第七国会に御審議頂きました火薬類取締令でも同様な考え方をとりまして、あの法律におきましても危害予防規程を設けて、同様な趣旨においてこの施行と共に現行に実行しております。それと同じような考え方で、この法律も危害予防規程を設けるという制度を置いたわけでございます。

○理事(廣瀬與兵衛君) 第三章、御質疑ございませぬか。では次に第四章容器機器及び原料ガスについて御説明願います。

○政府委員(長村真一君) 第四章の規定については、高圧ガス取締法につきましてやや特色のある規定でございますので、詳細に御説明申し上げたいと存じます。これはこの高圧ガスというものの特色と申しますか、非常に高い圧力を持つておるガスなわけでございます。従いましてこれを持運びますときには、容器に詰めて持運びわけでございますが、容器に詰めて持運びわけに使用します容器、いわゆる、ボンベというふうなもの或いはその他ございませぬけれども、一番多いものはボンベであります。高圧ガスの充填に使用容器の製造、それから設備の製造、設備の一部でございますところの各種の機器、機械類の製造及び高圧ガスから起りますところの各種の爆発事故その他の災害を予防するためには、原料となりま

す原料ガスの純度、その他につきましても或る程度の取締をいたさなければいけませんので、高圧ガスの原料となります原料ガスの製造につきまして、或る種の規制を置いておるわけでございませう。このうちこのボンベその他の容器的製造、それから容器を初めて生産しまして、これを町に出して使いますときのいわゆる初度検査、初めて行う検査、それから検査をいたしまして合格しますと容器証明書というのを出します。この容器証明書の規定、こういうものにつきましては大体現行法の通りでございませうが、特に本法におきまして改正いたしました点は、容器的のほかに先ほど申しました設備の一部にありまして、機器、機械類の製造につきましては或る程度の規制をしたこととあります。それからボンベ等の容器につきましては、検査をいたしまして不合格になりました場合、その不合格容器的を容器としては使えないような状態にしてしまふ。廃棄処分をしてしまふことを規定したわけであります。又そのほかにボンベができましたときに市場に出ます前に検査をいたしますけれども、これが何回も高圧ガスを詰め替えて使いますその間、転々流通いたしまして運搬されますので、一定の年月を経ますと再検査をいたしませんと考へ、腐朽しまして、圧力に耐えかねて事故が起るといふこともございませうので、容器的の再検査というものをを行うわけであります。容器的の再検査を行います際には、容器的の数は非常に大きな数になりますので、容器的検査所というものを民間のしつかりしました容器検査設備を持つている所の申請によりまして登録させます。その登録し

ました容器的検査所をしてこの容器的の再検査を自主的にやらせる、こういう制度をとりまして、取引上業務の運行に支障のないようにし、而も取締上遺憾のないようにいたしたいという点を新たに設けたわけであります。

それから今一つ先ほど触れましたが、高圧ガスの性質から高圧ガスを生産するために使う原料ガスの性質、これが高圧ガスの製造及び製造後の保安に大きな影響を持ちます。高圧ガスの原料ガスにつきまして、その製造方法について取締規定を設けたこれらの点が、現行法に比べまして新らしく改正いたしました点でございませう。

○理事(廣瀬興兵衛君) 第四章について御質疑ございませうか。それでは第五章雜則に移ります。

○政府委員(長村真一君) 以上の第一章から第四章まで、高圧ガス取締法の目的及び取締対象になつております高圧ガスの定義及び製造から流通、消費に至りますまでの各段階におきまして取締、保安に関する実体的な規定を並べておるわけでございませう。第五章に雜則をいたしまして、これらの各種の取締を行なうために必要な一種の補助的な手段と申しますか、これについて規定してあるわけでございませう。つまり取締の必要上、関係の業者が各種の帳簿を設けて、これに所要の事項を記載して、常に常態を明らかにして置く義務を課する。或いは一定の危険の発生する虞れがあるというやうな事情がありまして、法律の定めるところによりまして、担当官がその場所に入つて検査をすることができる。或いは事故発生した場合に各種の届出をするということでありま

す。これらはいずれの取締法におきましても通常おこなつて設けられておる規定でございませう。特に本法におきましては、昨日も御説明申し上げましたやうに、この雜則中に高圧ガス保安審議会という制度を設けたのであります。この制度は本法の目的からいたしまして、本法の実施上、運用上に非常に大きな役割をなすものと考へておるわけでございませう。この制度によりまして、関係の知識経験のある立派な方がたを委員会の構成分子としてお入り頂きまして、ここにおきまして技術的の基準或いは作業主任者の国家試験に關する事項その他万般に亘りまして、法律の施行運用に關する重要事項を審議して、通産大臣はこれに則りつつこの取締行政を行なつて参るという考へ方を持つておるわけでございませう。その他やはり最近の同種の立法例に倣ひまして、法律によりまして例へば通産大臣が製造の許可の申請を受けた場合、これをつまり第八條第一号、第二号というやうな規定によりまして申請の許可基準があるわけで、これらの許可基準によりまして申請の許可を決定いたしますわけでございますが、これらの場合に、これに關する他の條文に細則を作る。或いは又その他の條文によりまして、各種の技術上の基準を盛込んでおるとこの施行の命令を作ることから来ているのでございませう。

○政府委員(長村真一君) 七十條の保安審議会の会長、委員の任期六箇月、但し一回に限り再任を妨げない。これは最近、この審議会と申しますか、委員会と申しますか、この種の協議体の会長、或いは委員の任期につきまして、政府といたしまして、いすれの審議会等につきましても、大体今ございませうな、任期は原則として六箇月、留任につきましても一回限り、こういう原則に従つてすべての審議会等の任期を定めたいということになりましたので、それに倣つてこの規定を設けておるわけでございませう。

○上原正吉君 その理由はどういふところから来ているのでございませうか。

○政府委員(長村真一君) これは、まあこの審議会でもさうございませうけれども、審議会におきまして各種の事項を審議いたすわけでございますが、委員といたしまして常に、何と申しますか、同一の人が長くその職務を保つて審議を繰返すというより

も、或いは半年、或いは長くて一年、この程度に任期をいたしまして、常に新しい学識経験者が更新して入つて、又新しい考へ方の方で広くかようなことを審議するほうが、よりかような審議会の性質上よくその機能を果すのではないかと、こういう考へ方から、任期を最大一年、原則として六箇月というふうにと構成するということになつたものと承知しております。

○上原正吉君 了解いたしました。

○理事(廣瀬興兵衛君) ほかに御質疑ございませうか。

○西田隆男君 今の問題と関連しているのですが、行政機関の職員、或いは高圧ガスの保安に学識経験あるものの中から、三十名が組織されるのです。この行政機関の職員と、保安に關し学識経験のある人との人数の選び方に何か基準が設けられているのですか。

○政府委員(長村真一君) 三十人のうち、いわゆる行政機関の職員、つまり役人とその他の学識経験者の割合は法律上は別にきまつておりませんが、腹案といたしましては、役人と申しますか、その行政機関の職員は大体これらの三分の一の十人以内、三分の二以上は学識経験のあるかた、からお入り願いたい、こういうふうにと考へております。

○西田隆男君 「学識経験のある」という意味は、業者でないという意味ですが、それとも業界から入れるという意味ですか。

○政府委員(長村真一君) 業者は排除するといふ意味ではございませう。業界のかたも、経験者として、或いは学識者としてお入り願ふことになるだらうと思ひます。

なかつたのでございませうけれども、本法におきましては、今回新たに不服の申立その他いわゆる行政救済の制度を制定いたしまして、これに對しまして十分異存のある向きに、異存を申立ててこれを審議するという機会を與えておるのであります。これらも最近の立法例に倣つて規定いたしましたわけでございませう。

○理事(廣瀬興兵衛君) 第五章について御質疑ございませうか。

○上原正吉君 七十條の「任期は、六箇月とする。但し、一回に限り、再任を妨げない。」これは非常に短いようですが、これには理由があるのでしょうか。

○政府委員(長村真一君) 七十條の保安審議会の会長、委員の任期六箇月、但し一回に限り再任を妨げない。これは最近、この審議会と申しますか、委員会と申しますか、この種の協議体の会長、或いは委員の任期につきまして、政府といたしまして、いすれの審議会等につきましても、大体今ございませうな、任期は原則として六箇月、留任につきましても一回限り、こういう原則に従つてすべての審議会等の任期を定めたいということになりましたので、それに倣つてこの規定を設けておるわけでございませう。

○上原正吉君 その理由はどういふところから来ているのでございませうか。

○政府委員(長村真一君) これは、まあこの審議会でもさうございませうけれども、審議会におきまして各種の事項を審議いたすわけでございますが、委員といたしまして常に、何と申しますか、同一の人が長くその職務を保つて審議を繰返すというより

も、或いは半年、或いは長くて一年、この程度に任期をいたしまして、常に新しい学識経験者が更新して入つて、又新しい考へ方の方で広くかようなことを審議するほうが、よりかような審議会の性質上よくその機能を果すのではないかと、こういう考へ方から、任期を最大一年、原則として六箇月というふうにと構成するということになつたものと承知しております。

○上原正吉君 了解いたしました。

○理事(廣瀬興兵衛君) ほかに御質疑ございませうか。

○西田隆男君 今の問題と関連しているのですが、行政機関の職員、或いは高圧ガスの保安に学識経験あるものの中から、三十名が組織されるのです。この行政機関の職員と、保安に關し学識経験のある人との人数の選び方に何か基準が設けられているのですか。

○政府委員(長村真一君) 三十人のうち、いわゆる行政機関の職員、つまり役人とその他の学識経験者の割合は法律上は別にきまつておりませんが、腹案といたしましては、役人と申しますか、その行政機関の職員は大体これらの三分の一の十人以内、三分の二以上は学識経験のあるかた、からお入り願いたい、こういうふうにと考へております。

○西田隆男君 「学識経験のある」という意味は、業者でないという意味ですが、それとも業界から入れるという意味ですか。

○政府委員(長村真一君) 業者は排除するといふ意味ではございませう。業界のかたも、経験者として、或いは学識者としてお入り願ふことになるだらうと思ひます。

るような状態に相成つておるのであります。従つてこの面に若干の不安が現在残されておりますけれども、これは関係安本並に農林省とも今後強力に折衝を続けまして、この程度の確保は絶対的にいたさなければ相成らぬといふふうな気持を持つておるわけであり

ます。もう一つは、生産高を上げるために、電力がどうしても、炭鉱側の要望を計算いたしますと、十五億八千八百萬キロワットというふうな膨大な需要が申請されておるのであります。ところがこれに對しまして今日まで割当てられておるのは、僅かに十一億キロワットに過ぎないのであります。この点も今後関係各省との間に折衝を続けまして、できる限り希望の電力量を確保いたさなければ相成らぬといふふうな考慮をしております。又資金面につきましても、どうしてもこの際二百億前後は必要とするといふこととて、そのうち外部からは百億円前後はどうしても融資を必要とするのじやないかといふような状態にもあるものであります。この面に関しましては、今後金融関係との間にいろいろ折衝をしなければならぬと考えております。更に又輸送のほうであります。大体四千四百萬トンの生産に對しまして、貨車で輸送する予定量を三千八百八十八萬トン、かように推定いたしておるのであります。それに對して運輸省と折衝の結果は、三千七百六十二萬トンが、これが極限であるといふふうな回答を得ておりました。この面におきましても現在のところ容易に乗組を許さないのであります。けれども、どうしても汽車のほうで困難があ

りますれば、機帆船その他を適當に運航の方法を講じまして、その面において海上輸送を積極的に育成しなければならぬじやないかといふふうな考慮をしております。なお今申し上げましたこと、本年度の消費が四千三百五十萬トン、四千四百萬トンに對して四千三百五十萬トンでありまして、生産量と全く同一なところまで輸送しなければならぬ状態になつておるのみならず、各重要産業が御承知の通り非常な活況を呈しておること、それから日米経済協力といふことも当然今後考えなければならぬのじやないか。そうしますと、その面の需要がかなり大きな数字を必要とするのじやないか。又かような重要産業が非常な活況を呈しておる主要な関係上、例年豊水期においては火力用として石炭を必要としなかつたのであります。が、本年度は恐らくこの夏の間に火力を必要とするのじやないか。現に例年四月以降は火力の石炭を必要としないのであります。が、本年は今日においてもなお百萬キロワット前後の火力を必要としておるといふことも考えられますので、今日までの状態から見れば、大体四千三百五十萬トンで行けるであらうと考へられますけれども、只今申上げましたごとく、重要産業の活況、殊に日米経済の協力といふことで相當増え参るであらうといふ点も當然考慮しなければならぬのじやないかといふような関係から、然らば今後増産をどうするかといふ面につきまして、いろいろ現在検討を続けておるのであります。が、先ほど申上げましたごとく、この四千四百萬トンの生産を上げます上においても、資材の面、或いは金融

の面、或いは輸送の面等々、いろいろのネックがまだ解消されておられませんので、当面の問題といたしましては、これらの隘路を急速に打開することに専念いたしまして、更にこれに引続きまして、今後の増産対策を真剣に考究して参りたい。一応このいふふうな考え方を現在持つておるのであります。いろ／＼他にも御質問があるかと存じますので、大体現在の状態の大綱を御報告いたして置きたいと存じます。

○理事(廣瀬興兵衛) 只今の通産次官の御説明に何か御質疑ございませうか。

○山川良一君 その需要の関係ですが、二十五年の実績に對して四千四百萬トンばかり二十六年度において見込んでおられますけれども、實際現在來ておる需要はそんなことでは追いつかないと思つておられる。鉄と電力だけでもそれだけでも追いつかないような増加要求が來ておられます。なお實際に各工場に需要を調べて見ますれば、非常に大きな数字になりまして、計画も、これは工場自体の計画通り、すべての原料等がくつついて参るとは考えられませんが、ともかくも石炭の生産販売をやつておる者でもどういふふうな処理したらいかがといふことを非常に苦慮をしておられますので、もう少し最近の實際から御覽になつての實際の二十六年度の需要はどのくらいになるか、實際は御検討になつておるのではないかと存じます。その辺のところを率直にお洩らしを願ひたいと思ひます。

○政府委員(曾根新八君) 山川委員の申されたごとく最近の情勢を見ますると、大体この四千三百五十萬トンでは

若干不足するのではないかといふような気持がいたしておるのであります。先般炭政局に對してしましても一応この数字に對して再検討をする必要がありはせんかといふことで、炭政局においても現在各産業別の現状を調査いたしまして検討を加えております。まだ結論は出ておりませんので、こゝで具體的な数字を申上げることが困難であります。けれども、相當この四千三百五十萬トンを上廻るのではないかといふような気持がいたしておることは事實であります。尤もこの計画を立てましたのは昨年末でありまして、昨年の消費量が大体三千八百萬トンでありまして、五百五十萬トン本年は消費を殖やしてあるわけでありまして、その後の繁榮、或いは化機、或いはガス、鉄鋼等々の重要産業が轉を並べて非常な活況を呈しておられると、電力のほうに予想以上の消費を見ておられます。或いは四千六、七百萬トンと

いふような数字を一応想定する必要があるはせんかといふことは氣持がいたしておるのであります。

○山川良一君 もう一つ総合的問題でございますが、先ほどいろいろ隘路を開閉することに努力をしようといふ話がありましたが、實際は先般委員会でも輸送問題のことを取上げましていろいろ審議をいたしました際にも、又その後政府はいろいろ努力をされた。その後も話もありましたけれども、結果は必ずしも実を結んでいない。最近鉄道方面では一萬兩ぐらゐの貨車を殖やさなければならぬとむづかしからうといふことを言つておるようでありまして、實際はそれに対して五千兩ぐらゐしか新造の計画がありませんので、こ

れなんかは幾ら石炭を増産しましても、現に九州で山元貯炭が相當あります。現在では、その鉄道の計画を遂行するにしなければ到底駄目ではないかといふふうな考慮があるのであります。そういう点がどういふふうな具體化されて行くかといふことが考えられるのであります。なおいろいろ対策を講じられるようにお話をございましたが、例を挙げて見ますといふと、四月の電力の割当では、前の実績の八割ぐらゐの割当しかなかつたわけでありまして、いろ／＼政府その他に要望いたしましたけれども、結局日本側では聞いて頂けなかつた事實があるのであります。そういうことは實際に石炭生産を一生懸命考へておつて頂いておるのかどうか、我々としてちよつと疑問を持つておられます。なお私最近名古屋その他消費地を廻つて参りましたが、相當工場その他が拡張されておる。これはコモーション・ベースで資金があるからでもありません。が、石炭はそういう面がありませんので、特に中小企業方面では御承知の通りに随分切実な声を挙げておりましたけれども、これは實際におきましては実を結んでいない。我々はそういう中小企業方面でとにかく声を挙げておる時分に特別の対策をして置いて頂ければ今のようなことはなくて済んだのではないかと。消費者のほうには相當資金が廻つておる。それは廻る力があつたのであります。ところが今度は石炭のほうはどうしてそういう力がなかつたかといふと、これは極度に押えられておつたといふこととに起因すると思ひます。これはやっぱり政策が反映してゐるためだと私は思ふのであります。が、そういう点で今

いう瀬戸際に、開発銀行に大きな期待をかけておつたその開発銀行がいよいよ出発するといふので、伺つて見ますと、開発銀行では中小炭鉱に対する融資の金がないというのが開発銀行の考へ方なのですが、今政務次官は中小炭鉱の金融に対して特段の措置を講ずる、運転資金で一千万円ぐらいやると言われたが、昔の五百万円と今の一千万円ではこういうふうにな生産財が値上りしたときでは、炭鉱にとっては同じことでは。昔は一千万円となつて

ことなんです。結局、千手四郎になつてもなほ足りない状況なんです。が、開発銀行のほうからも中小炭鉱に対して融資のできるような途を開いてもらうことができるかできないか、これを一つお尋ねいたします。

○政府委員(首藤新八君) 開発銀行の見返資金の融資は、当初御説のように

中小企業に對しましては中小企業の見返資金の枠でやつたらどうかということでありましたが、その後到底中小企業の枠の見返資金だけでは不足するのではないかということで折衝いたしまして、現在のところ僅かでありますが五億だけは中小企業炭鉱に融資するということになっております。

○西田徳男君　もう一つこれは政務次官にお考え願いたいのですが、石炭が四千万トン出炭され、四千三百五十万トンの消費見込だということなんですが、実際は山川委員が言われるように四千五百万トン以上の消費だろうと思うのです。そうすると百五十万トンくらい政府の見込みと違う。この百

五十万トンの石炭はどうして確保するかということ、大手筋炭鉱で百五十万トン増産せよと言われてもなか／＼できない。こういうときこそ中小炭鉱の

力を全般的に一つ活用すべきである。従つてそういう観点から中小炭鉱に対する生産拡充上の資金の確保、これは格段の一つ御盡力をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(青藤新八君) 全く御尤もな御意見でありまして、我々も今後増産いたしますためには、どうしても中小炭鉱に依存することが最も効果的じやないかというふうな考え方を持つております。できるだけ御趣意に副いたいと考えております。

○理事(廣瀬興兵衛君) 只今の西田委員の御質問はむしろ安本のほうの担当と思ひますので、安本のほうから御説明願ふことにいたします。

○小野義夫君 大蔵省のかたおいでになりませんか。

○理事(廣瀬興兵衛君) 大蔵省関係はいらつしやしません。

○小野義夫君 金融機関のことについて西田委員からお尋ねがありました。が、中小炭鉱は私も一つ持つておりますが、金を借りに行くという、やはり銀行で、例えば我々が興業銀行で一般取引をしておると、やはり中小炭鉱は別の顔で貸してくれるというのだけれども、やはり従来の取引関係の銀行、話をそつちに廻して来るのです。するとやはり取引の枠がきめられてくるものだから、これは組織は全く別のことで仕事も別にやつておるけれども、やはり炭鉱自体の顔では金は貸出されたいということになつてゐるのです。ですからこれは炭鉱の仕事自体に、直接に顔でなく、仕事自体に何かすぐ貸すような恰好にしてもらわんといかん。それです。金があつても廻つて来ないということになるのでね。

ですから開発銀行には窓口を別にあげて、それでそこへ技術家が必要なら技術家を置いて、それで新しい観点で貸してもらうのですね、いろいろ従来の市中銀行のようなり方において貸そうというのであれば、なかなか炭が来て来ない。ある意味から言つたならば豪胆な貸し方をして行くのですね、曾つて復金その他いろいろ思い切つた馬鹿金を出して、その後末には相当困つたのだけれども、或る意味においてはよほど開発されたのです。最近では地道になつて非常に炭鉱に對してはかの一般産業と同じような目から、やはりなか／＼金が窮屈になつて来ておるのが実情であります。それで今後、先立つものは金です。一つ前金で一年分山にどん／＼拂つて行く。中小炭鉱になると、そんな金はなかなかないものだから、持つて来たから拂うとか、場合によつては手形で貸してくれというところになるので、又坑木も金融難のために非常に困つてゐるから、石炭増産と中小炭鉱の金融というものは少し違つた観点でその貸し方の方法を細かく、つまり或る種の別の方法を立てて頂きたいということをお願いするわけです。

○西田隆男君 委員長、安本から見えておられますか。

○理事(廣瀬興兵衛君) 今呼びに行つております。

○西田隆男君 政務次官でもおわかりだと思ひますが、この電力の割当をこの梅雨期は大手筋よりも増やしてもらわな

いと、排水だけに電力を取られてしまつて、中小炭鉱のほうに電力がなくなるといふようなことのないように是非

御考慮をお願いしたい。電力委員会でも言つておりますが、通産省なり安本なり協力して一つ公益事業委員会に迫つてもらはないと……大体六、七月の割当はどうなつておられますか。

○政府委員(中島征義君) まだ六、七月のほうはまだつておりません。五月の検討をしておりますが、五月が四月と大体同じくらい、四月よりはちよつと増えたかも知れません。

○西田隆男君 四月よりはね……六、七月は梅雨期ですから、その間に工場が潰れさへしなければいいと思ひますが、こゝだけは

〔理事廣瀬興兵衛君退席、理事古池信三君委員長席に着く〕

電力の割当を考慮してもらいたい。

○理事(古池信三君) 次に先ほどお断りして置きましたように、今日は関連産業としては鉄鋼部門だけと呼んでございせんので、鉄鋼局長から石炭の需給逼迫が鉄鋼に及ぼす影響並びにその打開策について御説明を頂きたいと思ひます。

○政府委員(中村辰五郎君) 只今お配りいたしました資料と最近の鉄鋼の事情を合せて御説明申し上げます。まず、生産の状況につきましてはその表にございまして、二十四年度、二十五年度、それ／＼相当の生産の上昇をいたしております。二十六年度においては高爐鉄三百二十万を中核とい

たします生産計画を立てておる通りでございまして、この際の普通鋼々材の生産は四百萬トンを目ざしてございまして、この際の出産を上げておるに、輸出の関係等をどの程度に考慮いたしておるか申しますと、その次の第二の輸出状況に見えております通り、

二十六年度においては特需を含めて普通鋼々材が九十五萬トン、二次製品が二十三萬トン程度と考えておるといふ状況でございまして、

で輸出状況は二十五年度におきましては朝鮮動乱後の輸出の進展がございまして五十四萬トン程度の輸出を見たわけでございまして、二十六年度におきましては朝鮮動乱後の状況が常に国際的に見まして相当鉄鋼需要が旺盛でございまして、特需を含めて九十五萬

トンの輸出の必要があるのじやなからうかと考えておるのでございまして、鉄鋼関係は御承知のように相当部分海外に依存しております関係もございまして、同時に外貨資金を確保する観点からいたしまして輸出については相当重点を置かねばならないような状況でございまして、

四百萬トン生産いたしました際に九十五萬トンの輸出をいたしますと、国内の需給関係がどうなるかという点について次に御説明申し上げます。まず、それに関連いたしまして資料の4に鋼材需給状況というものが示してございまして、二十四年度並びに五年度、特に二十五年度におきましては国内生産が普通鋼々材におきまして三百四十

九萬トンの生産をいたしております。これは特に朝鮮動乱後の需給関係から見まして後半期に著るしい生産の上昇を見たわけでございまして、二十五年度におきましてはそこに示してございまして、特需を含めまして五十五萬

トンの輸出をいたしております。従いまして二十五年度の国内需要は二百九十四萬トン程度消費したというところに相成るのであります。二十六年度の四百萬トン生産の場合におきます輸出を

九十五萬トンと考えると場合には、国内の需要は大体三百五十萬トン程度になるのございまして、二十五年度の国内消費の実績から見ますと十萬トン程度の増加といふことしか考えられませんが、この辺からいまして今年度の国内需要の状況が如何にいたしますと、相当需要に對して供給が不足するのではなからうかという感じが強いのでございまして、

で二十六年度の産業別部門の需給状況につきましては、昨年の秋四百萬トンの一応の需給計画を立てましたときと、相当需要の内容が變つておりましたので、目下安本その他関係方面と産業別の正しい数字を検討中でございまして、ここに示しては、概括的に申し上げて、二十五年度の状況と勘案いたしますと、二十六年度の需給関係は相当窮屈ではなからうか、こういう考えを持つておるのでございまして、

そういう観点からいたしまして第一表に示しました国内の、特に高爐鉄の生産については石炭関係につきまして大きな御負担を願わなければならぬような情勢に相成るかと思ひるのでございまして、この石炭の消費状況について

は資料の3に示してございまして、二十五年度の計画といたしましては輸入炭、これは原料炭でございまして、全部が大体強粘結でございまして、百七十萬トンを期待いたしております。開採炭の輸入は非常に困難な状況でございまして、百七十萬トンは挙げてドル地域からの輸入、特に米國からの輸入を期待いたしておるのでございまして、これに伴ひまして国内炭との、特に非粘結炭を主とするもので、

ざいですが、これに對しましてはそこに示してございますように、三百七十万トン程度をどうしても必要とするのではなからうか、こう考へておるわけでありませう。なおその他の詳細につきましては御質問によつてお答えいたします。一応一般的な説明を申し上げます。

○理事(古池信三君) 只今鉄鋼局長から御説明があつたんですが、これにつきまして委員各位から何か御質問がありましたらどうぞお願いいたします。

○山川夏一君 この石炭を中心に鉄がどうなつておるかというところは余り申しませんが、この鉄で使われる石炭の確保ですね、これを供給する側も多に考へなければならぬ問題ですが、これはどういふふうにお考へになつておりますか。数字は一応わかつておりますけれども、實際確保するには、例えば輸入炭をもつと余計確保できないか、或いはこれだけは確實に確保できるのか。内地炭はどういふふうにお考へになつて、どういふふうになされる見込みなのか。今非常に、實際から申しまして、御承知のように非常に困難な情勢にこれがあつたので……

○政府委員(中村五郎君) 私からは輸入炭のほうにつきまして御説明申し上げて、国内原料炭の關係は資源庁のほうからお答へ申上げるといふことになつたさうでございます。輸入炭につきましては、先ほど申上げましたように、百七十万トンの輸入を必要とするのでございませうが、このうち前年度からの計画その他で今日まで繰越されておりますものがこのうち約六十万トン程度でございます。二十五年度の資金割当というのが考へられないのでございませうが、そのほか第四四半期の期間中に自動承認制度で三十三万トン程度輸入し得る契約ができてございませう。本年度に入りまして第一四半期に自動承認といたしまして目下相當数の輸入を司令部に折衝中でございまして、結論を申上げる段階に参つておりませう。状況はこんな状況でございませう。

○政府委員(中島征帆君) 鉄鋼向けの原料炭の確保につきましては、現在配給統制をやつておりませうので、そういったような的確な方式による確保というところは一応考へられないわけでありませうが、先般二月のストのときに電力用炭につきまして電力關係のかたと石炭關係のかたにおいでを願つていろいろこちらの御希望も申上げて、できるだけ電力用石炭を確保するようにお願いしたわけでありませうが、まずそういったような手を打つ必要のある場所には打ちまして、更に一層悪化した場合には打つ場合には、現在まだ出荷指図の規則が生きておりますので、この規定によつて出荷の数量を取つて、重要産業の面に向けることはできるわけでございます。差当りこの計画四千四百万トンの鉄鋼の需要数量はその通り認めておりますから、石炭のほうも予定通り参りますれば、大体従来の貿易關係から行きまして工業用の炭が確保できるのじやないか、こういう我々は希望を持つております。

○山川夏一君 ちよつと只今の御希望が少し甘いんじゃないかと思ふんですが、私も最近に鉄鋼関係の人と懇談いたしました模様では、なか／＼實際の要求通りの石炭の確保はむずかしいのではないか。というのは私もから見まして鉄がすべての産業を通じて最優先して石炭を取つていふものかどうかというところについてまだ疑問を持つていふのであります。まあ自由時代である以上、家庭のガスをどこまで切つて鉄に廻していいか、実は政府から指示してもらつても案かも知れませうけれども、そうはいかないので、結局困つた問題になるわけでありませうが、今の需給状況から見ますと、實際的にはこれだけの石炭の確保は相當困難ではないかというふうにお考へたのであります。どうして確保するかということとは、まああと廻しにして、これだけの石炭の確保が、仮に一時的の、四半期ごとの計画数量通り入らんとするには、鉄の側としてどういふふうになされる御予定か。これも政府が強制されるわけにはいかんですから、どうするということはおつしやりにくいと思ひますが、大体どういふふうな運用をなさるつもりか、それを承わりたいと思ひます。

○政府委員(首藤新八君) お説の通り非常に困難な問題であります。先ほど炭政局長から申上げたことと、なお出荷指図の権限だけはまだ残つておるようでありませうから、それでも根拠をいたして、それで絶対確保しなければならぬ重要な産業に対しては、重点的に処置をするという処置もとらんければならぬのではないかいという考へを持つております。

○山川夏一君 私はその点は絶対に確保しなければならぬ。鉄というものが、鉄そのものの消費者から考へてどれだけあるだろうかということに先を檢討しなければ、これはすべての石炭の需要はそうだと思いますが、それで鉄だから鉄を作る以上必ず優先的に出荷命令をやつていふということには相成らぬと思ひます。ですから今の問題はそういう法律がありまして、實際に命令でガスならガスの原料炭を幾ら廻し得るかということになります。鉄そのものがどういふ所に向ければ、これだけの鉄はどうしても確保しなければならぬという数字を先につかんで行かなければならぬと思ひます。その点はどういふふうにお考へですか。そういう数字をつかんでおりますか。

○政府委員(首藤新八君) 最近東京都内をはじめ、各地で非常にビルの建設が盛んに行われておる。そこでそういう方面に予想以上の鉄鋼が使われておるのじやないかというふうな御意見も、相当耳にするのであります。従いましてどうしてもこの石炭の面から鉄鋼のほうにより以上廻すことは困難であるということになれば、先ずそういう面から抑制してはどうかという御意見も実は拜聴いたしておるのであります。併しながら現在の段階におきましては経済再建という面から考へましても、産業が全部活況を呈して参りました。同時にこういうビルもその経済再建の一つのファクターとしてやはり自然的な必要性から建築されておると思つてもいいのではないかと。従つて現在の段階の程度では仮に重要性が他に比較しまして軽いといつたとしても、まだ抑制するところまでは行つていないのじやないか、実はそういう考へを持つておるのであります。併しながら今後情勢がいよいよ急迫して参りますので、生産が間に合はぬ。而も重要な産業に確保しなければならぬといふよ

うな事態になつて参りますれば、そのときの情勢を對象といたしまして、何らか適當な方策を考へなければならぬのではないかいというふうにも一応考へておるのであります。

○山川夏一君 それでは私は少し数字的に申上げますが、私最近名古屋、名古屋と申しますが、これは供給上一番條件の悪い所でありませうが、その例を申上げますと、三井鉱山の例でございませうが、そこに月に一万二千三百トンくらいものをやつておるわけでありませう。その工場が近く二万六千四百トンくらいものを必要とするようになります。更にほかに月二万トンくらいの新しい消費が起るような工場ができておりました、これも私どものほうから見まして、そんな工場はおやめなさい、日本の経済復興上そんなものは必要ではありませうとは言われないうものなんですよ。ですからそういうものを列べますと、鉄とかその他の石炭を廻して、こういう工場の操業は一時繰延べるとか、或いは増産計画も、完成された通りやつてはいけないうのだというふうなことはなか／＼言いかねるのではないかとと思ひます。で、私はやはりこの出荷命令というものがあつたために、折角完成された工場、或いは完成されつつある工場が動かなくなる、もう一つ申しますと、更に小さい消費者のほうには大分石炭が廻りかねるような状態に参ります。中小工業方面に、相當なこの方面から圧迫が加わるであらうというふうな我々は考へますので、非常に真剣に心配しているのではありません。ですから出荷命令でやると言ひまして、こういう方面にどういふ影響が及ぶであらうかと

思ひます。

いうことをお考えにならないければ、その簡単にはやれないのではないかと、さつき申しましたように実際の需要は相当あるので、尤も各工場等が計画通り遂行するようないろ／＼な情勢になつておるかなつておらんかは別にして、工場の一つ々々から申しますと、非常に重要な問題だと思ひます。これは全体の計画から申しますと、大過さる計画が遂行されつつあるというふうな感じがしますが、一応その簡単には我々から見まして、これも切りにくいという実状でございますので、御研究願ひたい、御善処願ひたいと思ひます。これは今日というわけではございませんで、実例を申上げてまして御善処願ひたいと思ひます。

○政府委員(青藤新八君) お説の点につきましましては我々もいろ／＼実は考えておるのでありますが、先ほど申上げましたごとく、その重要度の判定といふものが非常にむずかしいのでありまして、仮に又それができたといひましたも、その重要度が軽いと認定して、その方面に対する出荷を一応抑制するということになりますれば、それでなくても再統制がありはせんかといふ民間には潜在的な不安が相当濃厚なのでありまして、今申上げたような措置を講じますれば、いよいよ再統制だといふような心理的な影響を各産業に與えまして、そうして全般的に需要が相当減つて参つて、却つて結果的には面白くないのではないかと、いふような考え方も実は多分に持つておるのであります。御説非常に御尤もでありますけれども、今の段階ではここまで処置することは、却つて弊害が伴ふのではないかと、いふような考え方も実は持つておるわけでありまして、今後もお説の点はよく了承しておりますので、慎重に検討して見たい、かように考へております。

○山川一君 もう一つ申上げて置きますが、石炭の生産業者は相当真剣にこの問題を解決しなければいかんといふことで、実は先ほどもちよつと申しましたが、鉄の関係のかた／＼は何とかして絶対必要な量は確保してあげようといふことで努力しているわけでありまして、でそういう点もお考え下さいまして、実は民間業者だけでいろいろな話し合いを進めまして、団体が非常に殖えて、實際は団体に触れるところまで来ているのじやないか。これはどうしても政府が中心になつて打開されなければ、団体法といふものがあるから、統制とは別でございますが、どうしても何とかしなければならぬ段階に來ておりますので重ねてその点をお願い申上げます。

○理事(古池信三君) ほかに御発言がございせんですか。安定本部の関係官を今呼びに行つておるのですけれども、衆議院のほうへ出席しております、どうしてでも席を外せないといふ返事が來ておるのであります。それで又他日適當な機会に説明をしてもらうということにしまして、本日はこの程度でこの問題は打切つて如何でございましょうか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○西田隆男君 安本のかたが見えませんで委員長にお願いして置きますが、私は山川さんとは少し観点が違ふのです。鉄鋼の方面の石炭の確保ができる、いわゆる金へん景氣で、どんどん石炭業者に金をばらまいておる、そ

れで確保ができるが、鉄鋼業者の石炭が確保できんために、他の産業に非常に悪い影響を與える。従つて安本でもつと精密な石炭の需給計画を立ててもらわないと、日本経済は大変なことになると思ひ配してゐる。山川さん、鉄鋼方面の石炭は確保できるとおつしやつたが、それはいかんだらう。これは完全なものだ。そういう点を委員長から安本に言つて頂いて、この次には石炭の二十六年度の需給の予定をもつと厳密に立ててもらふように、その案を持つて來るように委員長からお伝え願ひたいと思ひます。

○理事(古池信三君) さうに取計らいます。それでは本日の委員会はこれを以て散會いたします。午後三時十一分散會
出席者は左の通り。
理事

委員

古池 信三君
廣瀬 與兵衛君

政府委員

通商産業 首藤 新八君
政務次官
通商産業省通 長村 貞一君
商化学局長
通商産業省通 中村 辰五郎君
商鉄鋼局長
資源庁炭政局長 中島 征帆君

事務局側

常任委員専門員 山本友太郎君